

加重分等の無申告加算税がある場合の無申告加算税の税額の計算書

(通知書又は別表の「無申告加算税の額」は、この計算書の㉓欄の金額が記載してあります。)

あなたの無申告加算税については、国税通則法の規定によって計算した通常分の加算税のほかに、次の加算税の特例措置が適用されています。

- 国税通則法第66条第2項による加算税の5%加重措置
- 国税通則法第66条第3項による加算税の計算の特例措置
- 国税通則法第66条第5項による加算税の5%又は10%加重措置
- 国税通則法第66条第6項による加算税の10%加重措置
- 国外財産調書又は財産債務調書に係る加算税の5%軽減措置
- 国外財産調書又は財産債務調書に係る加算税の5%加重措置
- 国外財産調書に係る加算税の10%加重措置

年分

氏名 _____ 殿

区 分		前の額	後の額	
加算税の対象となる税額		①	円	
累積納付税額	年 月 日の	②	円	
	年 月 日の	③	円	
	年 月 日の	④	円	
	年 月 日の	⑤	円	
	年 月 日の	⑥	円	
① から ⑥ の 計		⑦	円	
② から ⑥ の 計		⑧	円	
①の金額と「⑦-50万円」の金額のいずれか少ない方の金額		⑨	円	
加重加算税の対象となる税額		⑩	円	
国 税 通 則 法	通常分	加算税の基礎となる税額 (1万円未満の端数切捨て) (①-⑩)	⑪	
	加重分	加算税の額 (⑪×%)	⑫	
	通常分	加算税の基礎となる税額 (1万円未満の端数切捨て) (⑨-⑩)	⑬	
	加重分	加算税の額 (⑬×5%)	⑭	
	第3項特例措置の適用がある場合	「⑦-⑩」の金額と50万円のいずれか少ない方の金額 (1万円未満の端数切捨て)	⑮	
		「⑦-⑩-50万円」と250万円のいずれか少ない方の金額 (1万円未満の端数切捨て)	⑯	
		⑦-⑩-300万円 (1万円未満の端数切捨て)	⑰	
		⑧の金額と50万円のいずれか少ない方の金額 (1万円未満の端数切捨て)	⑱	
		「⑧-50万円」と250万円のいずれか少ない方の金額 (1万円未満の端数切捨て)	⑲	
		⑧-300万円 (1万円未満の端数切捨て)	⑳	
		加算税の額 ((⑮×%+⑯×%+⑰×%) - (⑱×%+⑲×%+⑳×%))	㉑	
	加重5分項	加算税の基礎となる税額	㉒	
		加算税の額 (㉒×%)	㉓	
	加重6分項	加算税の基礎となる税額 (1万円未満の端数切捨て)	㉔	
		加算税の額 (㉔×10%)	㉕	
	国外財産調書又は財産債務調書	5%軽減	加算税の基礎となる税額	㉖
			加算税の額 (㉖×5%)	㉗
		5%加重	加算税の基礎となる税額	㉘
			加算税の額 (㉘×5%)	㉙
	10%加重	加算税の基礎となる税額	㉚	
		加算税の額 (㉚×10%)	㉛	
無申告加算税の額 ((⑫+⑭)又は㉑)+㉓+㉕-㉗+㉙+㉛)		㉜	円	

付表の八の四